

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

串田 誠一氏（維新）

問想定1 旧司法試験時代の方が、他学部の学生や社会人が人間的な素養を実践的に身に付けながらコツコツと受験勉強をし、多彩な法曹人材を確保できていたと思う。他方、今回の法改正では、法学部から法科大学院に進むのが前提となり、かえって多彩な人材を得難くなると考えるが、見解如何。

(答)

1. 平成18年度から30年度まで（の13年間）において、法科大学院を修了して試験に合格した22,179人中非法学部出身者が3,935人（17.7%）を占めており、旧試験（平成元年度から平成23年度までの23年間）中の非法学部出身者の合格者が16,104人中2,126人（13.2%）であったことと比べ、割合・人数ともに増加しております。

（参考）非法学部出身者の1年あたり平均合格者数

○平成18-30年度：303人

○平成1-23年度：92人

2. 今回の改正案においては、多様な人材の確保の観点から、法曹コース修了予定者を対象とする選抜枠は各法科大学院の入学定員の2分の1を上限とすることとし、法学未修者の法科大学院への進学機会を確保することとしています。

3. また、今回の改正案においては、未修者等に対する入学者選抜の配慮について規定しているほか、法改正と併せた改革として、未修者教育等への支援を含むメリハリある予算配分を継続することとしており、これらの取組を通じて法科大学院における未修者からの入学者の確保を推進してまいります。
4. 今後とも中央教育審議会での御議論を踏まえつつ、法曹の多様性の確保を進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
串田 誠一氏（維新）

問想定2 多彩な法曹人材を得るために、どのような法改正が望まれると考えるか。

（答）

1. 法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成への転換は、
 - ・学校教育として体系的に学修し、修了すれば司法試験に合格できるという明確なルートを整備すること
 - ・実務力や実践力も含めて多様な興味に応じた学修をする機会を確保することを実現することを目的としており、これまででも法科大学院は多様な人材の確保に寄与してきたと認識しています。
2. 今回の改正案において、法科大学院において法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はなく、
 - ・法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）及び在学中受験の導入により時間的・経済的負担の軽減を図りつつ、
 - ・未修者や社会人への入学者選抜における配慮義務とともに、「3プラス2」における枠の上限を設定することなどにより、多様性の確保にも資すると考えており、両方が実現できる（今回の改正）案が望ましいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
串田 誠一氏（維新）

問想定3 政府提出法案について、どのような状況になれば今回の改正が成功したと言えるのか。他方で、どのような状況が改善されなければ失敗となるのか。

（答）

1. 今回の改正案は、司法試験合格率の低迷や時間的・経済的負担という課題を克服するために、教育の抜本的充実や、法学部教育3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）及び在学中試験の導入、定員管理による予見性の確保を行うものです。
2. したがって、本改正案により、
 - ・各法科大学院における教育が充実することなどにより
 - ・法曹志願者が増加するとともに
 - ・法科大学院修了者の司法試験合格率が増加することなどが実現し、もって一人でも有為な人材が法曹を目指し、プロセスとしての法曹養成を経て法曹となることが成功であると考えております。
3. なお、文部科学省においては、法科大学院教育の充実を目指しながら、法科大学院への入学者数や司法試験合格率といった数値目標を設定して、継続的に把握・検証を行っていく必要があると考えており、法改正の趣旨が実現されるようしっかりと取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
川内 博史氏（立憲）

問1 平成30年7月18日の自民党部会において在学中受験について議論が行われたとのことであるが、その際、柴山現文部科学大臣は出席していたか。また出席していたのであればどのような発言をしたか。

（議員は、自民党古川俊治議員のフェイスブック上で柴山大臣が部会の写真に写っていたと認識している。）

（答）

1. 司法制度の人的基盤を担う法曹養成制度の在り方は、我が国にとって大変重要な問題であると認識しておりますので、国会議員として出席しました。
2. 活発な議論が行われましたが、私が発言する機会はなかったと記憶しております。

（注）川内議員から、昨年7月18日に開催された自民党の文部科学部会・法務部会合同会議の議事録について、文部科学省と法務省に対して、資料要求がありましたが、両省とも作成していないと回答しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

川内 博史氏（立憲）

問2 先日の国会答弁において、在学中受験の議論が「漏れていた」との大臣の発言があったが、在学中受験についても中央教育審議会で議論すべきであったという認識で良いか。

（答）

1. 在学中受験は、法科大学院のカリキュラムに密接に關係があり、その在り方については、中央教育審議会で専門的に議論する必要がありますが、司法試験改正案の成立後に、国会での議論を踏まえて議論すべきものであります。
2. これまでの中央教育審議会では、まだ議題とされていないことは事実ですので、「漏れていた」と発言しましたが、それは中央教育審議会で事前に議題とすべきという趣旨で述べたわけではありません。
3. 改正案が認められれば、文部科学省では、法務省が立ち上げる司法試験の在り方を検討するための会議体とも密接に連携しつつ、中央教育審議会において、法改正を踏まえた法科大学院のカリキュラムの在り方を検討してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

【参考】平成 31 年 4 月 26 日（金）衆・文部科学委員会 城井議員（国民）質疑（抜粋）
(城井議員)

全く理解できません。審議会を経ずして出した法案を立法府に示して、立法府を馬鹿にしているのですか。文部科学大臣、文部科学省も同様の問題を抱えています。この在学中受験の部分を含めた議論について審議会で詰めていないと私は認識しておりますが、この在学中受験の部分を、文部科学省の方でも、審議会でしっかり議論をしてから立法府へ掲示すべきだと思いますが、文部科学大臣、ご認識はいかがですか。

（柴山文部科学大臣）

先程来お話しがあったとおり、今の法曹希望者の急激な激減というのに対応が喫緊の課題であることから、法科大学院制度の集中的改革期間を平成 30 年度まで、先の 3 月までに集中的に検討するということで審議会が開催されておりました。

おっしゃる通り、その中でこの 3+2 についての議論以外に、在学中受験の有無というのは確かに議題にはなっておりませんでしたけれども、私に言わせれば、それは漏れていたと。だからこそ与党の方々から指摘を受けて、それを改めてこの集中的改革期間にきちんと決着がつけるように、関係の各方面と手分けして議論をさせていただいたということから、それは、私は、代替的な措置としてやむを得ない運びだったのではないのかというように考えております。

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

川内 博史氏（立憲）

問3 法科大学院協会、日弁連に文書の形で正式に意見照会し、文書の形で申し入れを受け取ったか。

（答）

1. 御審議いただいている法案のうち、法科大学院に関わる事項については、法科大学院教員や法曹三者等を構成員とする中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、御審議いただいたところであり、法科大学院協会や日弁連に文書の形で正式に意見照会をしたことや、文書の形で正式に申し入れを受け取ったことはありません。
2. また、司法試験の受験資格は、法務省所管の司法試験法で規定されており、在学中受験の導入の是非は法務省が判断する事項であり、その導入に当たり、法務省が各方面との調整を進めました。文部科学省からも、法科大学院協会に直接、司法試験制度の見直しを了解する旨の意向を確認しましたが、日弁連も含め文書の形で正式に意見照会をしたことや、文書の形で正式に申し入れを受け取ったことはありません。

更問あり

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

更問1 法科大学院協会のニュース・レターでは、昨年9月20日に協会執行部が文部科学省・法務省に対して申し入れをしたとあるが、申し入れは受け取ったのか。

(答)

法科大学院協会の申し入れは、口頭で行われてきたと認識しております。

更問あり

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問2 法科大学院協会や日弁連とのやり取りにおいて、資料を受け取ったことはあるのか。

(答)

法科大学院協会や日弁連とは、断続的に様々な点についてやり取りを行っており、その中で、会員向けのレターを受け取ったことはあると認識しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定1 本法案で実現を目指す改革の方向性の決まり方について、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 本法案のうち、文部科学省が所管する法科大学院改革に関わる事項（法科大学院教育の充実、法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2））については、中央教育審議会における議論を踏まえ改正案を提出したところです。
2. また、在学中受験資格の導入については、司法試験法を所管する法務省において検討する事項ですが、法務省では、司法試験制度の見直しに当たり、特定の審議会での議論を経ることは予定しておらず（注）、今回の見直しに当たっては、文部科学省や最高裁判所との協議のほか、法科大学院協会及び日本弁護士連合会との意見交換を行いながら決定したと承知しております。
- （注）現行司法試験に関し、短答式試験科目及び受験回数制限の見直しを行った平成26年の司法試験法改正の際も、審議会の議論を経ていない。
3. 文部科学省としても、在学中受験資格の導入について、法務省からの協議を受けて検討を進め、法科大学院協会等とも直接意見交換を行ってきたところであり、その検討プロセスは適切なものと認識しております。

次頁あり

4. なお、今回の在学中受験資格の導入は、法科大学院における教育に大きな影響を及ぼすものであり、カリキュラムの在り方については中央教育審議会で専門的に議論する必要がありますが、司法試験法改正案の成立後に、国会での審議を踏まえて議論すべきものであることから、中央教育審議会で事前に議題とすることは予定していませんでした。
5. 今回の連携法改正案において、法科大学院における教育の充実のため、法曹となろうとしている者に共通して必要とされている学識及びその応用能力等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定しており、連携法及び司法試験法の改正が実現すれば、これらの法改正を踏まえて、在学中受験に対応した法科大学院のカリキュラムの在り方等について、中央教育審議会において、しっかりと検討してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定2 中立性の確保ができない「在学中受験」の議論について、改めて審議会を経て、中立性をしっかりと確保した上で出し直すべきと考えるが、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. （先ほど答弁した通りですが、）在学中受験資格の導入の是非は、司法試験法を所管する法務省においては、司法試験制度の見直しに当たり、特定の審議会での議論を経ることは予定しておらず（注）、今回の見直しに当たっては、文部科学省や最高裁判所との協議のほか、法科大学院協会及び日本弁護士連合会との意見交換を行ながら決定したと承知しております。

（注）現行司法試験に関し、短答式試験科目及び受験回数制限の見直しを行った平成26年の司法試験法改正の際も、審議会の議論を経ていない。

2. したがって、中立性が確保されていない議論のままに、法案を提出したとの指摘は当たらず、今回の法案を改めて出し直す必要があるとは考えておりません。

3. なお、在学中受験資格導入は、法科大学院における教育に大きな影響を及ぼすものであり、カリキュラムの在り方については中央教育審議会で専門的に議論する必要がありますが、司法試験法改正案の成立後に、国会での審議を踏まえて議論すべきものであることから、中央教育審議会で事前に議題とすることは予定していませんでした。

次頁あり

4. 今後、改正案が成立した際には、法改正を踏まえて、
在学中受験に対応した法科大学院のカリキュラムの在り方等について、中央教育審議会においてしっかりと検討
してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

[REDACTED]
更問あり

更問1 在学中受験について「与党の部会の議論を踏まえて決めた」との答弁があったが、中立性を欠いており問題ではないのか。

(答)

1. 与党の部会の場において、在学中受験が議題となったことは事実です。
2. しかしながら、在学中受験資格の導入については、法務省において、文部科学省や最高裁判所との協議のほか、法科大学院協会及び日本弁護士連合会との意見交換を行なながら決定したと承知しております。
3. また、文部科学省からも、法科大学院協会に直接、司法試験制度の見直しを了解する旨の意向を確認し、カリキュラムの在り方について意見交換を行ったところです。
4. したがって、与党の部会後、意見交換や協議を様々に行なながら、慎重に検討を進めて方針を決定したものであり、「中立性を欠いており問題である」との指摘は当たらないと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問2 一般の大学における早期卒業や、大学・大学院への飛び入学については、制度創設に当たり文部科学省の審議会で検討したのではないか。

(答)

1. 大学における早期卒業、大学・大学院への飛び入学については、当時、文部省専管事項として、文部大臣からそれぞれ審議会に諮問の上、審議会答申として提言されたものであり、当該答申を踏まえ、文部省において法令改正を行い創設された制度です。

(参考)

- ① 大学における早期卒業：平成10年の大学審議会答申
- ② 大学への飛び入学：平成9年の中央教育審議会答申
- ③ 大学院への飛び入学：昭和63年の大学審議会答申

2. 他方、今般の改革案中、在学中受験の是非については、司法試験制度の見直しとして司法試験法を所管する法務省が決定する事項であり、司法試験の実施時期・内容等、司法試験制度全般にも関わるものであることから、導入の是非そのものにつき中央教育審議会において事前に議題とすることは予定しなかったところです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

更問3 今回の飛び入学に係る制度創設に当たり、文部科学省の審議会で検討したか。

(答)

1. 今回の飛び入学制度の改正については、中央教育審議会法科大学院等特別委員会及び大学分科会において御議論いただき、その議論を踏まえ、改正案を提出したものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定3 改革期間を延長して「在学中受験」の部分の議論をきちんと尽くしてから政策実行すべきと考えるが、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 在学中受験資格の導入については、司法試験法を所管する法務省として、関係機関との意見交換、意見調整を含め、必要な検討を尽くした上で法案を提出しており、法案提出に至る検討のプロセスは適切であると考えています。
2. 今般の法科大学院改革については、政府の法曹養成制度改進推進会議において、平成27年6月に、法曹養成制度改進会議決定として、平成30年度までを法科大学院集中改革期間と位置づけ、必要な取組を進めることとされたことを受けたものです。
3. この政府方針を前提に、関係省庁は勿論、関係機関も、この集中改革期間を念頭に置いて必要な検討と取組を進めてきたところであり、法曹志願者回復に向けた取組が喫緊の課題であることからしても、その改革期間を延長することは相当でないと考えています。

4. なお、法科大学院における教育に大きな影響を及ぼすものであり、カリキュラムの在り方については中央教育審議会で専門的に議論する必要がありますが、司法試験法改正案の成立後に、国会での審議も踏まえて議論すべきものであることから、中央教育審議会で事前に議題とすることは予定していました。

5. 今後、改正案が成立した際には、法改正を踏まえて、在学中受験に対応した法科大学院のカリキュラムの在り方等について、中央教育審議会において、しっかりと検討してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定4 「在学中受験」の議論の中立性の確保を確実に確認するまでの間、「在学中受験」は実施すべきではないと考えるが、大臣の見解如何。
(同旨 法務省)

(答)

1. 在学中受験資格の導入については、法務省として、関係機関との意見交換、意見調整を含め、必要な検討を尽くした上で、法案提出したものであり、その検討プロセスは適切なものと考えています。
2. したがって、これまでの議論の確認や更なる議論をするまでの間、在学中受験資格の導入を見合わせることは相当でないと考えております。
3. なお、改正案が成立した際には、
 - ・司法試験の在り方については、今後、法務省において、文部科学省のほか、大学関係者や法曹実務家等を構成員とする会議体を設置して必要な検討が行われる予定であり、
 - ・中央教育審議会法科大学院等特別委員会等においても、その検討状況を注視しながら、法科大学院におけるカリキュラムなどについて具体的な検討を進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定5 未修者教育の充実に向けた環境整備について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院において、未修者など多様な人材を法曹として養成するという役割は重要であると考えており、今回の改正案においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、未修者などに対する配慮義務を規定することとしています。

（参考）考え方の例

- 各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- 法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

2. さらに、法改正と併せた改革として、

①未修者教育への支援を含むメリハリある予算配分（※1）
の継続や、
②憲法、民法、刑法で構成される「共通到達度確認試験（※2）」の本年度からの本格実施
といった取組を推進するなど、未修者教育の充実に向けた環境整備に努めたいと考えております。

（※1）

国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金において、司法試験合格率や定員充足率等の客観的指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された取組内容に応じて加算率を設定。

（※2）

各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定6 期間短縮の中で未修者がキャッチアップできる仕掛けについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 未修者については、1年次で法律の基本的な科目を履修した上で、本年度から本格実施される「共通到達度確認試験（※）」を経て、2年次に進級することとなります。

（※）各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。

2. 今後、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくとともに、未修者・社会人の入学者割合や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、未修者教育の改善・充実をしっかり進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定7 「在学中受験」は司法試験科目だけが法曹に必要、との実態に変わっていく可能性が極めて高いと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案においては、在学中受験を念頭に置いた法科大学院教育の充実だけでなく、在学中受験の先も見通した教育の充実も規定しており、具体的には、「専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵(かん)養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養」を教育すべきこととしています。
2. 加えて、法科大学院の在学受験資格により司法試験を受験し合格した学生については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件としております。
3. 法科大学院において、各学生が、
 - ①法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力や、
 - ②法律に関する実務の基礎的素養、
 - ③国際的な分野など展開・先端的な多様な分野の学識等それぞれのニーズに応じて幅広い分野を学修する充実した機会が得られるよう、文部科学省としても各法科大学院を支援してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定8 法科大学院を修了せずに司法試験を受けられるとなると、法科大学院の教育が不要となるのではないかとの懸念について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院は、「プロセス」としての法曹養成制度の中核として、質・量ともに豊かなプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指して創設されたものです。
2. 法科大学院が、法曹として必要な理論と実務能力を培う場であることは、今回の改正案による在学中受験資格の導入後も何ら変わるものではありません。
3. 司法試験を受験する学生にとっては、
 - ・受験後に、より実務に即し自身の関心に沿った学修を行うことが可能となること
 - ・司法修習生は法科大学院修了が採用要件となることから、「プロセス」としての法曹養成制度の中核である法科大学院教育の理念に反するものではないです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定9 法科大学院の意義が活かされない状況を本法案による制度変更で起こしてしまう恐れを払拭する裏付け如何。

（答）

1. 在学中受験資格の導入が法科大学院の意義を失わせるものとならないことを担保するため、法改正後の法科大学院におけるカリキュラムの在り方について、今後しっかりと検討を行っていく必要があります。

2. 今回の改正案では、

- ・司法試験法の改正により在学中受験資格を導入することとともに、
- ・連携法の改正により、法科大学院における教育の充実のため、司法試験で問われる学識や将来の法曹としての実務に必要な学識等を段階的かつ体系的に涵養すべきことを規定することとしており、

改正案が認められれば、法務省が立ち上げる司法試験の在り方を検討するための会議体とも密接に連携しつつ、中央教育審議会において、法改正を踏まえたカリキュラムの在り方をしっかりと検討してまいります。

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定 10 法科大学院入学後の最初の1年間の学習
内容如何。

（答）

1. 今回の改正案において、大学の責務に係る規定の改正により、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することとし、
 - ・司法試験で共通して問われる学識とその応用能力
 - ・司法試験の選択科目として問われる専門的な法律の分野に関する学識とその応用能力等のほか、司法試験の出題範囲・レベルにとらわれない、将来の法曹としての実務を見据えて涵養すべき学識等を規定しています。
2. 法科大学院入学後の最初の1年間（未修1年次）は、司法試験で共通して問われる法律基本科目の学識の修得を目指した内容を中心に各法科大学院において、入学者に求める能力に応じた教育が実施されることが想定されています。

（参考）

- ・法律基本科目：憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定 11 翌年に司法試験受験を控える既修者1年次（法科大学院2年生）のカリキュラム如何。

（答）

1. 翌年に司法試験受験を控える既修者1年次（法科大学院2年生）は、司法試験で共通して問われる法律基本科目の学識の修得を前提に、
 - ・その応用能力や、
 - ・司法試験の選択科目として問われる専門的な法律の分野に関する学識とその応用能力修得を目指した内容を中心に各法科大学院において、学生の知識の定着度等に応じた教育が実施されることが想定されています。

（）【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定 12 未修者2年次（法科大学院2年生）のカリキュラム如何。

（答）

1. 未修者2年次（法科大学院2年生）は、既修者1年次（法科大学院2年生）と基本的には同じカリキュラムが実施されることが想定されています。
2. しかしながら、未修者コースの学生の中には在学中受験を希望しない学生もいることから、各法科大学院には、学生が希望する受験時期に配慮したカリキュラム編成をお願いしたいと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定13 在学中に司法試験に合格できても法科大学院を修了しないと司法修習生になれない制度設計において、学生に司法試験合格後の授業料を支払わせる意味について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院においては、在学期間である3年間あるいは2年間を通して、法曹として必要な学識やその応用力、実務の基礎的素養や弁論能力等がしっかりと涵養されることが重要であり、文部科学省としては、在学中受験の前後に関わらず、各法科大学院において授業料に見合った充実した教育を学生に提供することが求められるものと理解しています。
2. 在学中に司法試験に合格した学生についても、司法試験の後に、より実務に即し自身の関心に沿った内容の科目（展開先端科目）を履修させることとしており、授業料に見合った教育が提供されるものと理解しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定14 法曹養成連携協定の締結や連携法曹基礎過程の設置の奨励について、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案における連携法曹基礎課程（法曹コース）の制度化は、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部在学段階から、幅広い学修を行いつつ、法科大学院と一貫した教育を受けることができるることとするものです。
2. これにより、同じ大学の法学部と法科大学院だけではなく、例えば、法科大学院を有しない地方大学と法科大学院の連携も可能となっており、学部在学中から法曹を目指す若者のニーズに幅広く応えることができる制度であると認識しております。文部科学省としては、法曹コースのためのガイドラインの策定等を通じて、各大学・大学院における法曹コースの設置を奨励してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定 15 法科大学院と法学部が一体となった法学教育への国の支援、特に財政的支援について、大臣の見解如何。

（答）

1. 文部科学省では、平成27年度予算から「公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施し、法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金や私学助成のメリハリある予算配分を通じて、法学部との連携も含め各法科大学院における教育の質の向上のための取組を促進しております。
2. 本プログラムについては、本法案の御審議等も踏まえ必要な見直しを行いつつ、法学部との連携をも含め法科大学院教育の更なる充実、改善を促すため、継続してまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定 16 最近の入学者選抜の不適切事例を踏まえ、特別枠を設ける場合の、公平性の確保や大学自治への配慮を念頭に、国がガイドライン等を示す必要性について、大臣の見解如何。

（答）

1. 大学院の入学者選抜については、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うべきものであり、今回の改正案でも、制度化する連携法曹基礎課程からの学生の入学者選抜に関して「入学者の適性の適格な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること」と規定しています。
2. この規定を踏まえ、入学者選抜の公平性の確保も含めた、連携法曹基礎課程のためのガイドラインを、法案成立後に策定し、各大学の適切な対応を促してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定17 大学が連携法曹基礎過程の設置に伴う大学の早期卒業制度の導入を行うにあたり、法科大学院への進学を早期卒業の要件とすることについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 一般的に、早期卒業制度は、3年等で卒業に必要な単位を各大学が定める優秀な成績で修めることができ、かつ、本人が希望する場合に大学の判断で適用されるものであることから、卒業後の進路がどこであるかは、早期卒業の条件ではありません。
2. 今回の改正案による法曹コースから連携先の法科大学院への進学、すなわち3プラス2の場合、早期卒業の活用を念頭に置いており、法学部と法科大学院との連携協定の認定基準の中でも、文部科学省令において、早期卒業に関する規定を設けることを予定していますが、法曹コースを卒業する学生が必ず法科大学院へ進学するという制度設計にはなっておりません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定18 入学定員総数の上限を定める意義について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院については、修了者の司法試験合格率の低迷といった要因により、志願者や入学者の減少が続いていますが、その理由の一つとして、法科大学院制度創設時において、入学定員の総数の上限を定めずに設置基準を満たしたものを一律に認可し、過大な定員規模となつたことが挙げられると認識しております。
2. そのため、今回の改正案においては、法科大学院の入学定員の総数について、法科大学院制度を所管する文部科学大臣と司法試験制度を所管する法務大臣が協議の上、一定の上限（現状の2,300人程度）を設定して制度的に管理し、法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を担保することとしております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定19 社会の法曹ニーズに見合う人数如何。

（答）

1. 法科大学院の入学定員の総数を現状の2,300人程度を上限に設定することとし、当面これを上限に法科大学院教育の改善・充実に取り組んでまいりたいと考えています。
2. 今後、法科大学院教育を所管する文部科学大臣と司法試験制度を所管する法務大臣が協議の上、入学定員を制度的に管理することとし、法曹需要や社会状況、求められる法曹の質といった観点から、適宜、必要な見直しを行ってまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定20 文部科学大臣答弁「法科大学院は定数管理する」と、法務省答弁「司法試験は一定数の合格としない」の矛盾について、大臣の見解如何。

（同旨 法務省）

（答）

1. 法曹養成制度改革推進会議決定においては、
 - ・司法試験合格者数について、当面、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進めること
 - ・法科大学院修了者のうち、累積合格率で概ね7割程度が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すこととされていることから、文部科学省としては、当面は現状の2,300人程度を上限として定員管理を行うことが必要と考えており、その旨答弁したものです。
2. 一方、法務省は、輩出される法曹の規模として「1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」ることと推進会議において決定されていることを踏まえ、司法試験委員会においても、毎年の司法試験の合否判定を行っているものと、法務省として認識しつつも、あくまでも司法試験の合否判定は毎年、実際の試験結果に基づいて司法試験委員会によって行われることを踏まえて「予め決められた一定数を合格させる試験ではない」旨の答弁を行ったものと承知しています。

3. したがって、いずれの答弁も「1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」とされた推進会議決定を踏まえており、両省の答弁に、矛盾があるとは考えておりません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定 2 1 大学院への飛び入学の要件の拡充の影響如何。

（答）

1. 今回の連携法改正案においては、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減に資するため、早期卒業を前提とした法学部3年の法曹コースと法科大学院2年のルート（3プラス2）を推進することとしています。
2. 加えて、今回の学校教育法改正案では、大学院への飛び入学の可否を判断するに当たり、これまで学部成績だけが判断材料であったものに、法科大学院における既修者認定試験も活用することができるとしております。
3. これにより、例えば、法曹コースを設置していない大学の法学部の学生が、学部3年で法科大学院に進学を希望する場合に、既修者認定試験の結果を活用して、飛び入学により法科大学院への入学が可能になると考えられます。

〔 なお、早期卒業は学部卒業（学位取得）になりますが、飛び入学については学部中退の扱いとなります。〕

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■■■、（直通）■■■■■、（携帯）■■■■■

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定22 法科大学院在学中における司法試験の受
験資格の付与について、大臣の見解如何。
(同旨 法務省)

(答)

1. 法科大学院在学中受験資格に基づいて司法試験を受験し、これに合格した者については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件とすることとしております。
2. さらに、法科大学院の最終年次に司法試験を受験した後、より実務に即し、自身の関心に沿った学修を行うことが可能となることからすると、むしろ、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実に資する仕組みであると認識しております。
3. このように、在学中受験資格の導入後も、法科大学院は、プロセスとしての法曹養成制度の中核として、将来の法曹として必要な理論と実務能力を培う場としての役割を担うものであります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定23 司法試験に合格した後にやむを得ない理由で法科大学院を修了できなかった場合に、不当に不利益をこうむることについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者については、その後、法科大学院課程を修了しなければ、司法修習生として採用されないこととなります。
2. これは、①法科大学院課程修了資格により司法試験を受験・合格した者との均衡という観点からも、②法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度を適切に機能させるという観点からも、必要な制度設計であると考えております。
3. 在学中受験資格で司法試験を受験し、合格した後に、やむを得ない事情により、法科大学院をその年度に修了することができなかったとしても、休学や留年等により、翌年度以降に当該法科大学院の課程を修了することによって、司法修習生として採用されることは可能です。

したがって、在学中受験資格で司法試験を受験し合格した者にとって、過度に酷な結果になるものではないと理解しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定24 予備試験を「国家的模擬試験」のように受験している実情如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 予備試験制度の現状については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においては、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされているところです。
2. 文部科学省としては、まずは今般の法科大学院改革をしっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、法務省において、かかる改革の実施状況等を踏まえ、必要な検討が行われるものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定25 予備試験からの合格者増の要因如何。
(同旨 法務省)

(答)

1. 予備試験合格資格による司法試験合格者の数が年々増加していることは事実です。
2. 文部科学省としては、法曹を目指す多くの学生が、時間的・経済的負担が大きいと感じるようになっていることも踏まえ、今回の法改正により、法科大学院教育の充実とともに、時間的・経済的負担の軽減を図りたいと考えております。

(参考) 予備試験合格資格による司法試験合格者の推移

平成24年	58人
平成25年	120人
平成26年	163人
平成27年	186人
平成28年	235人
平成29年	290人
平成30年	336人

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定26 予備試験経由の法曹の評価如何。
(同旨 法務省)

(答)

1. (予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した者の法曹としての資質・能力等について、様々な見方があることは承知していますが、) 文部科学省としては、司法試験に合格し、さらに司法修習を経て法曹資格を取得した者については、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格したか、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格したかを問わず、法曹として備えるべき能力を身につけているものと考えています。
2. 法曹としての能力は、個々人の能力や資質のほか、業務形態や専門分野、実績、自己研鑽の努力等によって評価されるべきものであり、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した場合と、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格した場合とで、法曹としての能力や有り様を、総体として比較評価することは困難であると考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定27 予備試験の必要性について、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で述べられているとおり、予備試験制度は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものと位置付けられており、現在においても、そのような法曹資格取得のための途を確保する必要があり、予備試験制度は必要であると考えています。
2. もっとも、予備試験制度については、推進会議決定においては、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘もされているところです。
3. 文部科学省としては、まずは今般の法科大学院改革をしっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定28 予備試験があることで本来合格できる受験者が排除されているのではないか、との指摘があるが大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 現行の法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度においては、法科大学院を経由しない者は、司法試験を受験するための要件として、法科大学院修了者と同等の学識等を有することを確認するための予備試験に合格することを求めています。
2. このような予備試験の存在は、司法試験の受験を不当に制限したり排除したりするものではなく、プロセスとしての法曹養成制度の趣旨を守りつつ、幅広い法曹資格取得のための途を確保しているものであり、御指摘は当たらないものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問あり

更問1 予備試験があることで、本来司法試験に合格できる受験生が、司法試験合格者から排除されている（司法試験の合否判定で不利に扱われている）のではないか。

(答)

予備試験合格者は、法科大学院修了者と同様の能力及び資質を有していると判断されたものであり、司法試験考查委員の合議による判断に基づいて司法試験委員会が司法試験の合格者を決定するに当たり、法科大学院修了資格に基づく受験者と予備試験合格資格に基づく受験者とで異なった取扱いは行われていないものと承知しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問あり

更問2 予備試験は、その合格者数を不当に制限しすぎではないか。

(答)

(繰り返しになるが) 予備試験は、法科大学院修了者と同程度の学識能力等を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであり、その判定に当たる予備試験考查委員の合議においても、その後の司法試験委員会の決定においても、実際の試験結果に基づいて適切に合格者の判定及び決定を行っているものと承知しています。したがって、不当に制限しているとの御指摘は当たらないものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定29 司法試験が屋上屋を重ねる形になつていることによる、予備試験受験生の負担について、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するものです。

したがって、予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了したものと同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として実施され、法科大学院課程修了者との同等性を確認する試験であると認識しております。

2. 他方で、司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となるとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とするものです。

したがって、予備試験と司法試験は、その目的や位置付けを異にするものであり、予備試験を経由した者については、予備試験を通じて法科大学院修了者との同等性を確認された後に、司法試験を受験することは当然に予定されていると考えています。（したがって、予備試験と司法試験が屋上屋を重ねるという批判は当たらないものと理解しています。）

次頁あり

3. 仮に、法曹になろうとする者に、何らの条件や制約を付すことなく、広く司法試験の受験資格を認めるとすると、それは法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成を見直すものであり、司法試験による「点」の選抜を実施しようとするものにほかならないことから、そのような制度見直しは相当でないと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

(

(

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定30 法科大学院在籍者でありながらプロセスによる法曹養成をくぐらない学生の人数如何。
(同旨 法務省)

(答)

1. 文部科学省の調査では、予備試験合格資格に基づく司法試験合格を理由に法科大学院を中退した者は、平成29年度実績で75人であったと承知しています。

(参考1) 文科省から各法科大学院に照会して実施した調査結果
○予備試験合格を理由とした中退：21人（平成29年度）
○司法試験合格（予備試験合格資格）を理由とした中退：75人（平成29年度）

(参考2) 平成29年予備試験合格者について

- ・最終合格者 444人
うち、予備試験出願時である前年度の属性で
法科大学院在学中の者 109人
(うち、法科大学院1年在学中の者 4人
同2年在学中の者 104人
同3年在学中の者 1人)

2. なお、法務省によれば、平成30年の司法試験最終合格者1,525人のうち、予備試験合格資格による者が336人と承知しています。このうち、司法試験の出願時である前年度の属性として、法科大学院在学中の者が106人、そのうち法科大学院2年次在学中の者が97人であったと承知しています。

次頁あり

3. また、平成29年の司法試験最終合格者1,543人のうち、予備試験合格資格による者が290人と承知しています。このうち、司法試験の出願時である前年度の属性として、法科大学院在学中の者が96人、そのうち法科大学院1年次在学中者が1人、2年次在学中の者が84人であったと承知しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定31 予備試験に合格し司法試験にも受験した者的人数、うち退学した者的人数、今後の政府の対応について、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 予備試験合格資格で司法試験を受験した者の数は、平成29年が400人、平成30年が433人ですが、一方、予備試験合格資格で司法試験に合格したことを理由とした退学者の数は、平成29年度が75人であったと承知しています。
2. 予備試験制度の在り方については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、予備試験については、その受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされています。
3. 文部科学省としては、まずは今般の法科大学院改革をしつかり進めることが最優先であると考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるものと承知しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定32 法科大学院生が活用している経済的支援の6割を占める、各大学独自の制度に対する国立大学運営費交付金や私学助成での補助について、今後の取り扱い如何。

（答）

1. 最新の実績値である平成29年度のデータでは、法科大学院在籍者4,755人のうち、48.5%に当たる2,305人が、各大学がそれぞれに定める基準で実施する給付型奨学金や授業料減免、または日本学生支援機構の貸与型奨学金などの経済的支援を受けております。
2. このうち、大学院生への授業料減免措置につきましては、現在も国立大学法人運営費交付金等を活用し、実施しているものと承知しております、引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えています。

（参考）平成30年度入学者選抜を実施した法科大学院の授業料（年額）の平均額

国立大学 80.4万円、私立大学 97.6万円

（参考）国立大学・私立大学に対する授業料減免措置（2019年度予算額）

国立大学法人運営費交付金：365億円（うち大学院生：92億円）

※大学院生を含めた免除対象人数：6万6千人（うち大学院生：1万7千人）

私立大学等経常費補助金：177億円

※大学院生を含めた免除対象人数9万6千人

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定33 法科大学院でリカレント教育を積極的に
行っていくことについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 各法科大学院が、それぞれの特色を生かして、リカレント教育を含む多様な教育を行い、有為な人材を育成・輩出することも重要であり、メリハリある予算配分などを通じて、こうした取組を支援してまいります。
2. 具体的には、例えば、
 - ・慶應大学においては、グローバル企業・国際機関のリーガル・スタッフ等の養成を目的とした専攻の設置
 - ・早稲田大学においては、公益活動の担い手や社会的企業家の育成を目指すコースの設置等の取組があると承知しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏（共産）

問1 連携法に第4条第1～4号を新設した理由如何。また各項は司法試験科目とどのように関連しているのか。

（答）

1. 現行の連携法第4条は、大学の責務として「法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努める」と規定しており、法科大学院では、それぞれの創意工夫による独自性・多様性を発揮し、自主的に教育を充実させることが期待されています。
2. この理念は今後も維持すべきものですが、他方で、法科大学院全体としての司法試験合格率の低迷といった現状を踏まえると、法曹養成に特化した専門職大学院としての役割を十分に果たすことを法令上しっかりと担保する必要があると考えられることから、今回の改正により、連携法第4条において、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することとしたところです。
3. また、第4条のうち、第1号に規定する学識及び第2号に規定する応用能力が司法試験で共通して問われる科目に該当する内容であり、第3号に規定する学識とその応用能力が、司法試験の選択科目に該当する内容となります。
その上で、第4号として、司法試験の出題範囲にとらわれない、将来の法曹としての実務を見据えて涵養すべき学識等を規定しています。

(参考1) 改正連携法案(抄)

(大学の責務)

第4条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

- 一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）
- 二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力
- 四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養
 - イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力
 - ロ 法律に関する実務の基礎的素養

(参考2) 下位法令(政令以下)における法科大学院の教育内容に係る規定の状況

下位法令においては、専門職大学院設置基準(省令)には教育内容に関する具体的な定めはなく、専門職大学院に関し必要な事項を定める件(告示)において、4つの科目群(①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目)を規定した上で、全ての科目群の開設と、学生の履修がいずれかに偏ることのないよう配慮することを規定していたのみ。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘(内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

[REDACTED]
更問あり

更問1 司法試験合格率の低迷は、法科大学院教育だけの問題なのか。司法試験の在り方を含めた全体的な議論が必要なのではないか。

1. 制度発足時に法科大学院の参入を広く認めたことから、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、そのような中で、教育の実施状況に課題のある法科大学院も現れたということについては、率直に認める必要があると考えています。

2. もっとも、法科大学院における教育の改革だけで、現在直面している法曹養成に関する全ての課題が解決できるとは考えておりません。

制度改正後の司法試験の在り方などについても、今後、法務省において、文部科学省のほか、大学関係者や法曹実務家等を構成員とする会議体を立ち上げ、必要な検討が行われるものと考えておりますが、文部科学省としては、こうした会議体の場において、法務省をはじめ関係機関とともに、法科大学院における教育と司法試験との連携の確保など、必要な検討を進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

更問2 司法試験で問われる学識等の涵養を法定することは、法科大学院の予備校化につながるのではないか。

1. 法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、その課程の修了者等に司法試験の受験資格が与えられるという特別な役割を有しています。

このような位置付けを踏まえれば、司法試験で問われる学識等を身に付けさせることは、法科大学院の本的な役割であり、予備校化を意味するものではありません。

2. なお、法科大学院において、実務能力や多様な法分野を含めて、少人数教育を通じて学修するということについては、今回の法改正の後も、一切変更はありません。]

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

**[REDACTED]
更問あり**

更問3 法科大学院の教育内容について詳細を法定することは、学問の自由に抵触するのではないか。

1. 連携法及びこれに基づく設置基準において教育内容に係る規定に設けること^(注1)については、

①改正内容は、個々の科目について特定の事項の教育を強制するものではなく、あくまで、大まかな科目群ごとの必修単位数など、目的を達成する上で最低限の内容を予定していること

②設置基準において教育内容を規定することについては、同様の事例として、専門職大学設置基準^(注2)が存在すること

などから、学問の自由には抵触しないと認識しています。

2. また、法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、その課程の修了者等に司法試験の受験資格が与えられるという特別な役割を有しており、このような位置付けを踏まえても、法曹養成教育の水準の維持・向上の観点から、教育内容について一定の基準を規定することが必要であると考えています。

(注1) 連携法・設置基準の規定

○ 連携法第4条の規定内容

- ・法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力（司法試験で問われる学識等）
- ・弁論能力や実務の基礎的素養など将来の法曹としての実務を見据えて涵養すべき学識・能力・素養を規定。

○ 専門職大学院設置基準（文部科学省令）で規定する予定の内容

- ・修了に必要な単位数を以下の科目群（現在は告示において規定）ごとに規定。

【法律基本科目】憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目

【法律実務基礎科目】法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目

【基礎法学・隣接科目】基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目

【展開・先端科目】先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの

(注2) 設置基準における教育内容に係る規定

- 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定内容は以下のとおり。
(専門職大学の授業科目)

第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
- 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

(卒業の要件)

第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 専門職大学に四年以上在学すること。
- 二 百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。）を修得すること。
- 三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。
- 四 (略)

- 他の事例として、平成3年の大綱化以前の大学設置基準の規定内容は以下のとおり。

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、百二十四単位を修得することとする。

- 一 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり三十六単位
- 二 外国語科目については、一の外国語科目八単位
- 三 保健体育科目については、講義及び実技四単位
- 四 専門教育科目については、七十六単位

2・3 (略)

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏（共産）

問2 連携法第6条第3項四の「連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準」とは、具体的にどのような内容なのか。

（答）

1. 改正後の連携法第6条第3項第4号の「文部科学省令で定める基準」として、現時点においては、連携法曹基礎課程に求められる事項として、

- ・少なくとも、法科大学院の既修者コースに入学するためには必要な学識・能力を培うこと（注1）
- ・法科大学院において既修者が学修する内容についても履修することができるよう、科目の開設や履修において適切に配慮すること（注2）
- ・早期卒業の基準を定め、希望する学生に対して適切な学修指導を実施するなど教育的配慮を行う体制を構築すること

を規定することを予定しています。

（注1）未修者1年次に配当される基本的な法律基本科目。

（注2）既修者1年次に配当される発展的な法律基本科目や、法科大学院教育への導入として、法情報調査に関する科目や少人数かつ多方向授業を行う科目。法科大学院との共同開講や科目等履修の活用も想定。

2. 最終的な規定内容については、本法案に関する国会での御審議も踏まえ、中央教育審議会法科大学院等特別委員会で検討いただき、決定したいと考えています。

(参考) 改正連携法案(抄)

(法曹養成連携協定の締結等)

第6条 (略)

2 (略)

3 文部科学大臣は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)について、学校教育法第百九条第六項に規定する適合認定を受けていること。

二 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。

三 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。

四 前二号に掲げるもののほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

4 (略)

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘(内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏（共産）

問3 連携法第13条第4項で、法科大学院の収容定員について、文科・法務両大臣が協議を求めることができる規定が盛り込まれたが、その理由如何。また、現在想定されている収容定員数とその根拠如何。

(答)

1. まず、法科大学院の収容定員に関する法務大臣と文部科学大臣の相互協議規定を新設した理由ですが、

法科大学院については、修了者の司法試験合格率の低迷といった要因により、志願者や入学者の減少が続いているが、その理由の一つとして、法科大学院制度創設時において、入学定員の総数の上限を定めずに設置基準を満たしたものを一律に認可し、過大な定員規模となつたことが挙げられると認識しております。

2. そのため、今回の改正案においては、法科大学院の入学定員の総数について、法科大学院制度を所管する文部科学大臣と司法試験制度を所管する法務大臣が協議の上、一定の上限を設定して制度的に管理し、法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を担保することとしております。

3. 収容定員の上限としては、現状の定員規模である2,300人程度を想定していますが、この人数は、法曹養成制度改革推進会議決定において、

- ・司法試験合格者数について、当面、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進めること
- ・法科大学院修了者のうち、累積合格率で概ね7割程度が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すこと

とされていることを踏まえ、これらの目標を達成するために必要な法科大学院の定員規模を試算し、設定したものです。

4. この定員規模については、法曹需要や社会状況、求められる法曹の質といった観点から、適宜、必要な見直しを行ってまいります。

(参考) 改正連携法案(抄)

(法務大臣と文部科学大臣との関係)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聞くことができる。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問想定1 共通到達度確認試験について、今後、受験対象者を既修者にまで広げていくのか。

（答）

1. 平成30年7月に開催された中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、共通到達度確認試験については、本年度から法科大学院協会と日弁連法務研究財団が実施主体となって本格実施すること、その際、未修者教育の質の保証を図る観点を最優先して、全ての法科大学院の1年次学生が原則として受験することが了承されたところです。
2. その後、実施主体において検討された結果、本年度に実施する第1回の本格実施においては、法科大学院1年次学生のみを対象とすることが決定されており、それ以降について既修者も対象とするかは、実施主体である法科大学院協会と日弁連法務研究財団において、文部科学省とも相談しつつ検討されるものと考えております。

（参考：共通到達度確認試験の経緯）

- 平成26年度第1回試行試験 委託研究 : (委託先) 東大
平成27年度第2回試行試験 運営費交付金 : (支出先) 東大、京大、一橋大
平成28年度第3回～5回試行試験 運営費交付金 : (支出先) 上記3大学、神戸大
平成31年度第1回 本格実施 : (主体) 法科大学院協会、日弁連法務研究財団

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問あり

更問1 試行試験において、受験対象者を既修者にまで広げた目的如何。

(答)

1. 共通到達度確認試験については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議において、「文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析」するとされたことから、第2回（平成27年度）の試行試験より、昨年度行われた第5回の試行試験までは、法科大学院1年次のみならず、既修者も含めて法科大学院2年次も対象として行つてきたところであります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

（更問あり）

更問2 今後実施する共通到達度確認試験の結果を進級判定の材料にするのか。する場合、試験本来の目的から逸脱していないか。

(答)

1. 平成30年12月に開催された中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、共通到達度確認試験について、「法学未修者の教育の質の保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とすること」などを目的としていることから、その成績を各法科大学院が法学未修者コース1年次から2年次への進級判定の資料の一つとして活用することが妥当とされたところです。
2. 今後、文部科学省において、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データを受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析することになっており、本格実施の実施主体となる法科大学院協会や日弁連法務研究財団と協議しながら、全国的な統一的な進級判定することを検討する必要があると考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問想定2 学部生に対しても試験の間口を広げるということか。

（答）

1. （先ほどお答えしたとおり、）共通到達度確認試験について、本年度に実施する第1回の本格実施においては、法科大学院1年次学生のみを対象とすることが決定されました。
2. 他方、中央教育審議会法科大学等特別委員会において平成30年3月に取りまとめられた「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」においては、共通到達度確認試験について、法学部法曹コースの修了者の質の保証にも活用され得ることから、「法学部の学生も受験できるような開放性のものとすることが期待される」とされており、今後、学部学生も対象とするかは、実施主体である法科大学院協会と日弁連法務研究財団において、文部科学省とも相談しつつ検討されることになります。

（参考1）スケジュール

第5回 試行試験	平成31年（2019年）3月実施
第1回 本格実施	令和2年（2020年）1月実施

（参考2）法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性（平成30年3月中央教育審議会法科大学等特別委員会）（抄）

○ 純粹未修者については、入学者選抜のみでは、法科大学院での3年間の教育により法曹として必要な学識・能力を身に着けさせるための資質・基礎的学力を備えているかを判断するのが困難なところがあるため、進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・整備することが必要である。なお、共通到達度確認試験については、これに加えて、既修者コースや法学部の学生も受験できるような開放性のあるものとすることが期待される。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
吉川 元氏（社民）

問想定3 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」による加算率の格差は適切なのか、大臣の見解如何。

（答）

1. 文部科学省では、平成27年度予算から「公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施し、法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金や私学助成のメリハリある予算配分を通じて、各法科大学院における自主的な組織見直しや、教育の質の向上のための取組を促進しております。

（参考）平成31年度の各法科大学院の「公的支援見直し強化・加算プログラム」の審査結果

上位9校：110% 東北大学、東京大学、一橋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、
九州大学、慶應義塾大学

下位8校：75% 金沢大学、立命館大学、福岡大学

70% 法政大学

65% 駒沢大学、専修大学、日本大学

5% 南山大学

2. 本プログラムにおいては、司法試験の合格率等客観的な指標により基礎額を決定し、さらに、各法科大学院から提案された取組を外部の有識者から構成される審査委員会において評価し、加算額を決定しており、各法科大学院の教育の成果や努力を適切に評価する仕組みとなっていると考えております。

3. また、本プログラムの仕組みは適宜適切に見直しを行っておりまます。

例えば、加算額の決定に当たり各法科大学院から提案される取組については、昨年度までは、単年度の取組を1件ずつ個別に評価していたところですが、小規模な大学は提案できる数が限られていたことなどを踏まえ、大学の取組をより適切に評価できるよう、今年度から、今後5年間の改革構想及びその具体的な取組をパッケージとして評価することとしております。

4. さらに、客観的指標が低い大学に対しては、教育実績を上げている法科大学院の教員の協力を得て、文部科学省が教育改善に向けた指導、助言を行っており、引き続き、メリハリある予算配分を通じて、各大学の教育の質の向上等を促してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問想定4 大学院生への経済的支援の大半が大学独自で行われている現状について認識如何。

（答）

1. 最新の実績値である平成29年度のデータでは、法科大学院在籍者4,755人のうち、48.5%に当たる2,305人が、各大学がそれに定める基準で実施する給付型奨学金や授業料減免、または日本学生支援機構の貸与型奨学金などの経済的支援を受けております。
2. このうち、大学院生への授業料減免措置につきましては、現在も国立大学法人運営費交付金等を活用し、実施しているものと承知しております、引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えています。

（参考）平成30年度入学者選抜を実施した法科大学院の授業料（年額）の平均額

国立大学 80.4万円、私立大学 97.6万円

（参考）国立大学・私立大学に対する授業料減免措置（2019年度予算額）

国立大学法人運営費交付金：365億円（うち大学院生：92億円）

※大学院生を含めた免除対象人数：6万6千人（うち大学院生：1万7千人）

私立大学等経常費補助金：177億円

※大学院生を含めた免除対象人数：9万6千人

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問想定5 将来的に、既修者は「学部3年＋法科大学院2年＋司法修習」のコースを奨励して法曹養成プロセスの基本とすることを考えているのか。

（答）

1. 今回の改正案においては、学部の早期卒業を前提とした法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）の制度化によって、在学中受験を含めて、時間的・経済的負担の軽減を図りたいと考えております。
2. また、在学中受験資格の導入後も、法科大学院は、プロセスとしての法曹養成制度の中核として、将来の法曹として必要な理論と実務能力を培う場であり、法科大学院在学中受験資格に基づいて司法試験を受験し、これに合格した者については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件とすることとしています。
3. このように、文部科学省としては、プロセスとしての法曹養成制度の理念を引き続き堅持しつつ、3プラス2のルートをいわば標準的な運用としていきたいと考えております。

更問あり

更問 3 プラス2を標準的な運用とするということだが、未修者教育についてはどのように考えるのか。

(答)

1. 今回の改革後も、法科大学院において、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はありません。
2. したがって、今回の改正案においては、入学者の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしております。
3. さらに、法改正と併せた改革として、
 - ・未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続、
 - ・各法科大学院が共通して客観的な進級判定を行う仕組みである「共通到達度確認試験」の本格実施といった取組を推進するとともに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、未修者教育の改善方策について御議論いただくなど、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問想定6 法科大学院在学中に司法試験受験資格を認めると、法科大学院入学後すぐに受験勉強を始めることとなり、実質的に法科大学院教育が不要になるのではないか。

（答）

1. 各法科大学院においては、司法試験の在学中受験に対応するため、
 - ・司法試験の前までに、司法試験で問われる科目（法律基本科目や選択科目に相当する科目）を、
 - ・司法試験の後に、より実務に即し自身の関心に沿った内容の科目（展開先端科目）を配当するよう、カリキュラムの見直しが行われるものと考えています。
2. 法科大学院が、法曹として必要な理論と実務能力を培う場という役割を担うことは、在学中受験資格の導入後も何ら変わるものではないと考えており、特に、法科大学院の最終年次に司法試験を受験した後、より実務に即し、自身の関心に沿った学修を行うことが可能となることからすると、むしろ、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実にも資すると認識しています。

3. 文部科学省としては、在学中受験は、法科大学院のカリキュラムに密接に関係があることから、改正案が認められれば、法務省が立ち上げる司法試験の在り方を検討するための会議体とも密接に連携しつつ、中央教育審議会において、法改正を踏まえた法科大学院のカリキュラムの在り方を検討してまいります。

〔担当課長〕高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問想定7 司法制度改革では、「豊かな人間性の涵養」を目指していたが、在学中の受験資格を認めると、詰め込み教育になることで、当初の豊かな人間性の涵養を行うことは難しくなるのではないか。

(答)

1. 法科大学院は、「プロセス」としての法曹養成制度の中核として、質・量ともに豊かなプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指して創設されたものであり、今回の改革案においてもこの理念を堅持しつつ、

- ①専門的な法知識の修得
- ②創造的な思考力の育成や先端的な法領域の理解
- ③実務基礎教育

を通じて、人間性豊かな法曹を養成していくこととしています。

2. 現在も、各法科大学院において特色ある教育が行われていますが、今回の改正案においては、法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力をはじめ、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定し、法科大学院教育の充実を図ることとしたものです。

(参考) 早稲田大学 「ソーシャルイノベーターコース」

環境・人権・開発などの公益的な活動を行い、将来は立法活動の支援や行政機関への助言・提言、社会的起業（ソーシャル・ビジネス）などを志す学生を対象としたコース。公益的活動の「現場」を積極的に経験させ、「挑戦する法曹」の育成を目指す。

(参考) 岡山大学 「地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）」

メーカー、小売業などの地域の企業、医療法人、自治体等で活躍する組織内弁護士・法務担当者をゲストスピーカーとして招き、事業内容を踏まえたうえで、法務業務の現状や課題について、具体的な事例を題材に学ぶ。

次頁あり

3. また、在学中受験資格により司法試験を受験する学生にとって
は、受験までの学修期間が短縮することになりますが、

- ・司法試験受験に先立つ教育の充実が図られることはもちろん、
受験後に、より実務に即し自身の関心に沿った学修を行うこと
が可能となること
- ・在学中受験資格に基づいて司法試験を受験し、これに合格した者については、司法試験合格に加えて法科大学院修了が司法修習生の採用要件となること

により、むしろ「プロセス」としての法曹養成制度の中核である法科大学院教育の理念に沿ってその充実に資するものと認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

笠 浩史氏（未来）

問1 司法試験合格者に占める非法学部出身者の割合はなぜ低下しているのか。また、それに対する今後の対策をどう考えているのか。

（答）

1. 司法試験における法科大学院修了者の司法試験合格者に占める非法学部出身者の割合は、法務省が公表する資料では、平成19年司法試験の約22%が最も高い割合となっており、平成30年は約13%と低下しています。

2. その要因としては、

①全体の法科大学院入学者数が最大となった平成18年度の5,784人から、平成31年度には1,862人に減少（約7割減）する中、非法学部出身者は、最大であった平成16年度の1,988人から平成31年度の346人に減少（約8割減）していること

②また、特に既修者コース以上に未修者コースの合格率が低くなっていること

（参考）募集継続校36校の累積合格率は全体で7割弱、既修者コースで8割弱である一方、未修者コースで5割弱

などが、司法試験合格者に占める非法学部出身者の割合の低下につながっていると認識しています。

3. 今後の対策につきましては、法科大学院協会が日本弁護士協会と協力し実施している非法学部出身者も含めた法曹に関心のある学部学生等への法科大学院や法曹の魅力を発信する取組を引き続き支援してまいります。

次頁あり

4. また、

- ①中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、よりきめ細やかな教育支援の在り方など、未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくとともに、
- ②文部科学省として、法科大学院教育の一層の充実を図る観点から、法科大学院への入学者数や司法試験合格率といった数値目標のほか、未修者・社会人の入学者割合や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、未修者教育の改善・充実をしっかり進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会

笠 浩史氏（未来）

問2 純粹未修者の合格率向上や地域の拠点としての法科大学院の役割は重要であると考えるが、文部科学省の今後の決意如何。

（答）

1. 法科大学院において、未修者など多様な人材を法曹として養成するという役割は重要であると考えており、今回の改正案においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、未修者などに対する配慮義務を規定することとしています。

（参考）考えられる未修者への配慮の例

- 各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- 法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

2. また、法改正と併せた改革として、

①未修者教育への支援を含むメリハリある予算配分（※1）の継続や、

②憲法、民法、刑法で構成される「共通到達度確認試験（※2）」の本年度からの本格実施

といった取組を推進するなど、未修者教育の充実に向けた環境整備に努めたいと考えております。

（※1）

国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金において、司法試験合格率や定員充足率等の客観的指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された取組内容に応じて加算率を設定。

（※2）

各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。

次頁あり

3. 次に、地域の拠点としての法科大学院の役割についてですが、今回制度化する法科大学院と法学部との連携は、必ずしも自大学だけではなく、他大学との連携も可能であり、法科大学院が存在しない地域の大学との連携は、地方における法科大学院への進学機会の確保の観点から、必要性が高いと認識しています。

4. 現に今回の制度化を見据え、法科大学院を設置していない地方大学においても、法学部に法曹コースを設置する検討が進められており、文部科学省としては、法曹コースのためのガイドラインの策定等を通じて、各大学・大学院における法曹コースの設置を奨励してまいります。

(参考) 「法曹コース」の制度化を見据えた大学間協定（法科大学院—他大学法学部）の例

平成 30 年 12 月 21 日	東北大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 01 月 24 日	中央大学法科大学院・信州大学経法学部
平成 31 年 01 月 25 日	神戸大学法科大学院・鹿児島大学法文学部
平成 31 年 01 月 25 日	中央大学法科大学院・鹿児島大学法文学部
平成 31 年 01 月 28 日	神戸大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 01 月 29 日	中央大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	神戸大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	九州大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	早稲田大学大学院法務研究科・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	中央大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 04 日	慶應義塾大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 06 日	早稲田大学大学院法務研究科・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 28 日	早稲田大学大学院法務研究科・明治学院大学法学部
平成 31 年 03 月 04 日	早稲田大学大学院法務研究科・信州大学経法学部

計 14

5. 中央教育審議会における議論を踏まえ、法科大学院における入学者選抜について、地方大学から当該法科大学院を専願する者を対象とする選抜枠を設定することを認める方向で検討しているところです。

※ 法案が成立した後、ガイドライン等で規定することを検討。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月8日（水）衆・文部科学委員会
笠 浩史氏（未来）

問3 法科大学院制度を残し発展させていくのであれば、法科大学院の使命として、単に司法試験に合格させるだけでなく、合格できなかった修了生も社会で評価されるようになることが重要と考えており、国民にしっかりアピールすべきと考えるが、大臣の認識如何。

（答）

1. 法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であり、司法試験に合格できるような充実した教育を行うという重要な役割を担っていますが、その修了者は高い法的素養を備えた人材として多様な分野で活躍することが期待されています。
2. このため、文部科学省においては、法科大学院に対し、メリハリある予算配分を行う中で、企業や自治体等と連携した優れた法科大学院の就職支援の取組に対して重点的な支援を行っています。
3. こうした取組への支援を継続するとともに、法科大学院の修了者のうち、法曹資格を有しない者であっても、法律の専門的知識を有する人材として、公務員や企業の法務部門に就職して高い評価を得ている事例もあり、会議、パンフレットやホームページで企業や大学等を含め広く周知を図ってまいりたいと考えています。

※1 修了生に対する企業の満足度：平成27年度「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」

非常に満足 28%、満足 41%、どちらでもない 27.3%、不満 2.7%、非常に不満 0.9%

※2 平成29年度に司法試験受験期間を満了した平成24年度の法科大学院修了者の状況

- ・修了者 3,459 人のうち、司法試験合格者：1,857 人、不合格者：1,602 人
- ・不合格者のうち、前職復帰・継続を含む就職：300 人、不明：1,237 人 等
- ・就職者のうち、公務員：101 人、企業の法務部門：25 人、企業、隣接職種：105 人 等

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年年5月8日（水）衆・文部科学委員会
笠 浩史氏（未来）

問4 今回の制度改革について様々な指摘がなされているが、司法試験制度の抜本的改革も含め、全体として今後どのように取り組んでいくのか、大臣の見解如何。

（答）

1. プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院を魅力あるものとするためには、今回の改正案により、法科大学院教育の充実と、時間的・経済的負担の軽減を図り、予測可能性の高い法曹養成制度を確立することを目指します。
2. これをより実効性のあるものとするために、
 - ①中央教育審議会法科大学院等特別委員会等において、法科大学院のカリキュラム見直しなどについて具体的の検討を進めるとともに、
 - ②法案成立後に法務省が設置する予定の大学関係者や法曹実務家等を構成員とする合議体に文部科学省も積極的に参画し、司法試験の在り方も含め検討を行うことなどにより、今回の制度改革の実現に万全を期したいと考えております。
3. また、文部科学省として、法科大学院教育の一層の充実を図る観点から、法科大学院への入学者数や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、法科大学院教育の改善・充実をしっかり進めてまいります。

次頁あり

4. これらの取組により、法曹を志望する有為な若者が安心して法科大学院に進学することができる環境を整えるべく、法科大学院改革に全力を尽くしてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

[REDACTED]
更問あり

更問 予備試験の在り方について問われた場合

(答)

1. 平成 27 年 6 月の政府の法曹養成制度改革推進会議決定においては、予備試験の在り方について、「平成 30 年度までに行われる法科大学院の集中改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、法曹養成制度の理念を阻害するがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する」とされています。
2. 文部科学省としては、今回の法科大学院改革をしっかりと進めることが最優先であり、予備試験については、その実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるべきものであると考えております。
3. なお、法務省において検討されるべきものであると承知していますが、予備試験の本来の制度趣旨を踏まえて議論をしていただきたいと考えており、文部科学省としても必要な協力をまいりたいと思います。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■